

【修正対象項目及び修正箇所】

修正対象項目は、「2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 (2) 応募者の参加資格条件」であり、修正箇所は赤字部分で示す。

(2) 応募者の参加資格条件

応募する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）は、資格審査申請書の受付締切日において以下の資格条件をすべて満たすこと。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

ア 応募者の構成

- (ア) 応募者は、特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」という。構成員と協力会社を総称して以下「構成企業」という）から構成されるものとする。
- (イ) 企業グループにあつては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (ロ) 構成企業にあつては、本施設のプラント部分の設計・施工を行う企業、本施設の運転・維持管理を行う企業を構成員として定めること。また、構成企業のうち本施設の建築部分の設計・施工を行う企業、**土木部分の施工を行う企業**、飛灰の処理先まで飛灰を**運搬**する企業、処理先において飛灰の処理を行う企業については、構成員または協力会社として定めること。
- (ハ) 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社並びにそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (ニ) 代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- (ホ) 代表企業、構成企業のいずれかが、他の企業グループの代表企業、構成企業となることは認めない。ただし、本施設から排出される飛灰の**運搬**を担当する飛灰**運搬**企業、及び飛灰の再資源化を担当する飛灰処理企業についてはこの限りでない。
- (ヘ) 代表企業、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- (ヘ) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

イ 応募者の参加資格条件

(7) 構成企業

構成企業は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- a 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- b 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続または再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定または再生計画の認可決定がなされていること。
- c 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号又の規定に該当しないこと。
- d 熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）、熊本市上下水道局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱、熊本市病院局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- e 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- f 熊本市税の滞納がないこと。
- g 以下に示す者またはその者と関連をもつ者でないこと。
 - ア) 本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業である復建調査設計株式会社及び西村あさひ法律事務所
 - イ) 本事業の審査を行う熊本市新西部環境工場整備及び運営事業者審査委員会の委員が属する企業

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有し、またはその出資の100分の20を超える出資をしているか、若しくは当該企業の役員（取締役以上）を兼ねている者をいう。

(イ) 本施設の設計・施工を行う企業

応募者のうち、本施設の設計・施工を行う企業は、次に掲げる条件をすべて

満たしている単体企業又は次に掲げる条件を満たす者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種JV」という。）とする。

- a 本施設的设计・施工を行う単体企業又は異工種JVの構成員のすべては熊本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。）第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登載されている者であること。
- b 仮契約締結予定日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- c プラント部分的设计・施工を担当する企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- d プラント部分的设计・施工を担当する企業は、以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のプラント部分を自社施工した実績を有すること。
 - ア) 1炉100t/日以上規模かつ2炉構成以上。
 - イ) 廃棄物発電を行っていること。
 - ウ) 平成22年12月31日現在でのべ3年以上の稼働実績を有すること。
- e 建築部分的设计・施工を担当する企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- f 建築部分的设计・施工を担当する企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- g 土木部分の施工を担当する企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- h 本施設工事に關し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。（建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。）
 - ア) プラント部分の施工を担当する企業においては、清掃施設工事に關して建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者。
 - イ) 建築部分の施工を担当する企業においては、建築一式工事に關して建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者であつて、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者。

ウ) 土木部分の施工を担当する企業においては、土木一式工事について建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者。

エ) 直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者

オ) 監理技術者については、担当する部分の工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成16年3月1日以降に受けた者は、過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

- i 異工種JVの場合の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、その出資割合が構成員中最大であること（代表者としての責任と権限にふさわしい施工能力を必要とすることから、例えば経営事項審査の総合評点が高い者等、構成員の中で施工能力が大きいことが判断できる者）。

(ウ) 本施設の運転及び維持管理を行う企業

応募者のうち、本施設の運転及び維持管理業務を担当する企業（以下「運転維持管理企業」という）は、次の条件をすべて満たしていること。

- a 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- b 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- c 以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設において延べ1年以上の運転管理実績があること。
- ア) 1炉100t/日以上規模かつ2炉構成以上。
- イ) 廃棄物発電を行っていること。
- ウ) 平成22年12月31日現在でのべ3年以上の稼働実績を有すること。

(エ) 本施設で発生する飛灰の運搬及び再資源化を行う企業

応募者のうち、本施設の飛灰の運搬及び再資源化業務を担当する企業（**共同企業体の場合は共同企業体の構成員**）は、次の条件をすべて満たしていること。

- a 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「廃棄物

処理業務」・第2分類「特別管理産業廃棄物収集運搬、処分」業務での登録をしていること。

- b 特別管理産業廃棄物の収集運搬または処分の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、第6号、第7号または第9号のいずれかに規定するばいじんの収集運搬または処分を当該許可の範囲に含むものに限る。）を有する者であって、平成23年3月31日現在、当該許可に係る事業を営み1年以上経過している者であること。